表５　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価（喫茶店営業）

	事　業　名	達　成	概ね達成	主　な　事　業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	48%	24%	・食品管理、衛生管理等に関する講習会の開催 ・衛生管理に係るパンフレット等の作成・配布 ・食中毒防止の啓発
2	施設及び設備の改善に関する事業	19%	33%	・省エネ設備・音響設備等の導入
3	消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業	52%	19%	・接客マニュアルの作成 ・ホームページ・情報誌による情報提供 ・パンフレットの配布 ・苦情窓口の設置
4	経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事業	25%	60%	・経営改善講習会、各種研修会の開催 ・税務相談・経営相談会の開催
5	経営者及び従業員の技能の向上に関する事業	57%	33%	・調理師技術講習会の開催 ・外国語表現集発行によるおもてなし力の向上 ・調理師免許取得の推進
6	事業の共同化及び協業化に関する事業	26%	53%	・共通食材・調理器具等の展示会の開催 ・共同購入の実施
7	取引関係の改善に関する事業	48%	33%	・商社及び設備機器メーカー等との情報交換会の開催
8	従業員の福祉の充実に関する事業	26%	52%	・共済制度の加入促進 ・優良従業員の表彰 ・定期健康診断の実施 ・レクリエーションの実施
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	38%	33%	・後継者育成支援のための講習会の実施 ・事業承継に係る経営相談会の実施 ・若手経営者の理事への積極的登用
10	食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事業	43%	48%	・機関誌・ホームページ・パンフレット等による情報提供 ・研究会・講習会の開催
11	環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業	16%	42%	・環境保全・食品循環資源の再生利用に関する広報 ・リサイクル施設の見学
12	人口減少・高齢化等への対応に関する事業	24%	35%	・高齢者等向けのメニューの開発推進 ・補助犬に関する知識の普及 ・バリアフリー対策の推進
13	食育への対応に関する事業	37%	32%	・機関誌・ホームページ・パンフレット等による情報提供 ・食育に関する講習会の開催
14	禁煙等に関する事業	38%	46%	・飲酒運転防止・受動喫煙防止対策のポスター・ステッカーの作成及び配布 ・講習会（飲酒運転防止・受動喫煙防止）の開催 ・地域の飲酒運転防止イベントへの参加
15	地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））に関する事業	39%	26%	・地域イベント（チャリティ祭り・ドリンクラリー等）への参加 ・地域の食材を使用した試食会の開催 ・地域における防犯活動の協力 ・暴力団追放運動への協力
16	東日本大震災への対応と節電行動の徹底に関する事業	22%	44%	・ＬＥＤ照明への変更の推進 ・節電マニュアルの配布 ・被災地同業者への支援の継続

㈱データは、平成24年度から平成27年度までの評価結果を集計したもの。

国庫補助金としての予算措置（以下「予算措置」という。）については、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善）の段階を繰り返すことをいう。）の確立を目的として、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、補助対象となる事業の審査から評価までを一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、事業目標及び成果目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実施に向けて、組合及び連合会においては、本指針及び振興計画の内容について広報を行い、組合未加入の営業者への加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待される。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨及び組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）は、営業者による営業の許可申請又は届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨並びに関係する組合の活動内容、所在地及び連絡先等について情報提供を行う等の取組の実施が求められる。